

### 越後屋・越前屋、そして定之丞・景林

—— 砂防林に尽くした人々 ——

古内龍夫

#### 1、越後屋以前

①年代・・・正徳元年(1711)より以前数年

②場所・・・(清助町後・唐船御番所辺・沖の口御番所辺)

③普請・・・藩の直営及び藩の出銀による請け負事業

④成否・・・不成功

②飛砂の状況

毎年秋より翌春までは、浜風烈しく飛砂仕り、清助町・鍛冶町・新町・柳町・島町砂埋めになり、御町方より年々人足を指しだし、堀立仕り候。別して清助町末・鍛冶町末、家ごとに砂埋めになり、6・7軒も屋敷潰れ候儀は、御町方にて指し心得候通りに御座候。

#### 2、越後屋渡辺太郎右衛門

①発端・・・正徳元年、御会所に呼び出されて、砂留め普請を命じられる。(請負)

③場所・・・清助町後・唐船御番所辺・沖の口御番所辺

③植栽年代・・・正徳2年～享保18年(1733)まで22年間、銀31貫目

享保19年～寛政年中(1789～1801)まで60年ほど、銀12貫目  
明和年中(1764～72)、日和山に小松植え付け、文化11年調べて  
松大小1189本(6尺廻りから1尺5寸廻りまで)成木

④褒賞 6代太郎右衛門 享保18年、生涯5人扶持、銀15枚、休慶、十徳拝領

⑤見継ぎ 7代太郎右衛門 元文3年(1738)、休慶に引き続き普請手入申し付け。

8代太郎兵衛 宝暦11年(1761)、数十年の功で永々3人扶持

別家庄左衛門 天保7年(1836)、ご褒美銀2枚

#### 3、越後屋と越前屋村井久右衛門

①発端・・・越後屋と越前屋の注進申し立て

②年代・・・正徳3年 下枝切り取るべからず

正徳4年 下枝下草刈り取り禁止。放馬・街道外の人馬往還禁止

享保7年 検使によって東西南北の境を確認、絵図作成。

享保9年 下枝下草刈り取り禁止。放馬・街道外の人馬往還禁止

③場所・・・後谷地と大内田村山境峰限り。

南北510間、東西450間、東方砂山久保田道前後

東限 東砂山(島町・富町家際より富町入り口・久保田道通り大内田村一

里塚まで)

西限 浜地まで。山方小全・中田五郎兵衛差し紙下、開発地は換地。

南限 一里塚より大内田村山境、大森山嶺限浜境まで

北限 柳町・鍛冶町・出戸町・新町屋敷境限、後谷地野山ともに。

#### ④砂留め普請

拾四丈ヶ之丸太柱を建て、簀垣を作る・・・用立ち申さず

材木で垣をつくり、屑あくたを入れ、二重に高垣を作り、一力年に四～五度も簀を建て、ようやく砂止まる。

年々草種を蒔き、自然に草付きになる。またグミ・柳を植える。

明和年中より小松取り立て、相応に成木致す。

#### ⑤普請費用・・・両人半々の割合

正徳3年～明和元(1764)年に、銀35貫目・銭300貫文余を両人出銭

明和3年～寛政年中(1789～1801)まで、銭570貫文

#### ⑥分収・・・五分

#### ⑦拝領高・・・寛政7(1795)年被仰渡

砂留林残り場所、引き上げられ、高地になる。越後屋・越前屋は先祖以来の砂留めも成就したので、子孫へ残したい。地形よろしくない場所は自分物入れ・手入れて開発したい。先祖の功を以て、起き高のうち半高を辛勞免として与える約束。當高19石8斗8升8合2勺の開発し、半高拝領のところ御吟味の上、休み高を引き3石6斗3合を拝領す。(三ヶの割合)

#### ⑧文化11(1814)年の本数

松大小 2113本(6尺廻りより1尺5寸廻りまで)

槻 370本

柳 580本

槐 67本

ねぶ 2500本

#### 4、越前屋村井久右衛門

①発端 鍛冶町・新町・出戸町、砂埋めとなる。町民の申し立てによって、越前屋が砂留め普請を藩に申請。越前屋の注進申し立て、町民の見継ぎ。

②年代 正徳3(1713)年より享保年中まで普請 銭300貫文

享保7(1722)年1月申し立て、2・3月に普請開始。

③場所 唐船御番所山下より立林砂留め境まで。盤若町辺

土手 長さ100間、高さ5尺、その上に簀。

西は簀垣100間

東は簀垣100間

ただし越後屋・越前屋砂留め場所に障らぬこと。

## 5、長尾祐達

### ①菅江真澄「雪の道奥雪の出羽路」

寛文10(1670)ころの人。医師。白坂・鈴木が祐達の考えを生かした。

大勢の人を集めて松を植え、グミ・ネムを植えて飛砂をとめた。

### ②越後屋文書

長尾祐達砂山へ草実を蒔き、一通り砂留め致し・・・

功成らずして病死す。元禄年間(1688～1704)か。白坂・鈴木その志をつぐ。

### ③長尾家過去帳

祐達は(宝暦元年、同3年、文化4年没)の3人がいる。寛文年間の人というのは無理。白坂・鈴木の事業が始まる延享年間直前か。寛保(1741～44)前後?

## 6、能代給人の普請

①白坂新九郎、鈴木助七郎・・・延享年中(1744～48)より砂留め垣立て御用係を務める。安永年中に兩人とも新知10石、明和年中に三人扶持、銀御賞あり。

②吉田貞藏・・・文政5(1822)年以降年々植立て

③町人と八郎・・・御札地吟味係りにて植立て係りを勤める。

## 7、原田五右衛門(浅内村)

①時期・・・宝暦14(1764)年から

②場所・・・浅内村民有地海岸字大山・留山・上西山・下西山・茨島など250町歩余

③方法・・・宝暦のころは墟土埽(黒い土の塊)でグミ・柳苗の根を押さえる(普請奉行土濃塚吉右衛門ら)・・・成功せず

明和年中、堰を掘り萱を植え、間にグミ・柳を植える(清水万四郎)

河戸川浜・・・堰を掘り、グミ・柳を植える

グミ・柳を互い違いに植え、藁を敷く(栗田定之丞)

大口村金子兵右衛門・浅内村原田五右衛門・水澤村銭谷庄藏

④効果 往昔 500石以上の村

宝暦14(1764) 200石

天明6(1786) 260石 140戸

明治初年 600石 350戸

## 8、袴田与五郎(長崎村)

①時期・・・寛政9(1797)年から

②場所・・・海詠坂・能代境・寿域長根・鳳凰岱・鳥小屋・昇平岱・五雲岱など107町歩余

③方法・・・1反歩へ松苗3000本、グミ・ハマナス・柳・合歡を1反歩3500本苗を風に向かわせる向寒法。苗の一株ごとに藁菰に包んで植える。

## ④指導・・・林取立役栗田定之丞

## 9、栗田定之丞 明和4(1767)生、文政10(1827)年没、60歳

経歴	天明3(1783)年	16歳	出仕	大御番役
	天明8(1788)年	22歳	出仕	御金藏加勢物書
	寛政8(1796)年	30歳	河辺郡百三段新屋村唐船見番	
	寛政9年	31歳	林取立役、郡方物書砂留兼帯	
	寛政10年	32歳	八森村から野石村まで15ヵ村砂留土功を企つ	
	享和元(1801)年	35歳	下筋砂留役・郡方物書兼帯	
	享和3年	37歳	林取立役・砂留片付役・郡方物書役兼帯	
	文化2(1805)年	39歳	郡方見回役・砂留役兼帯。大内田村砂留の功で20石加増	
	文化4年	41歳	秋田郡中野村・飯島村・新屋村など19ヵ村砂留め	
	文化12年	49歳	新屋地方植樹100万本生育	
	文化13年	50歳	郡方吟味役・砂留方兼帯	
	文政3(1820)	54歳	功終わる	

## 10、木山方の普請

①開始 文政5年、木山方に於て一郷備えとして松植立て

②場所 後谷地のほか御札地

③協力 越後屋・越前屋も植立て取り扱いを命ず。天保4年まで12年間で80万本の内、兩人で30万本を植え立てる。ほかに越後屋1人で3万本植立て。

④用務 植え立て方・下刈り・松苗買い立て方・雇いの手配・銭受け払い勘定

⑤木山方役人 加藤清右衛門 文政5年より天保4年まで12年間  
大井隼人、片岡慶之助、石川又兵衛、岩屋慶治、橋本甚之丞、

## 11、賀藤景林 明和5(1768)年生 天保5(1834)年没 66歳

経歴 天明3(1783)年 15歳 大御番役

寛政6(1794)年 26歳 湊出入調役

寛政10(1798)年 30歳 御材木役

寛政12(1800)年 32歳 御蔵米御払役

文化2(1805)年 37歳 御財用吟味役木山方勤務 林政改革を断行

文化10(1813)年 45歳 江戸在勤、大番頭格。

同年 久保田に帰任。木山方で第2次林政改革

能代木山方を郡奉行の管轄から本庁管轄にする

文政2(1819)年 51歳 このころ『木山方以来覚』『能代木山方以来覚』をまとめる。

文政5(1822)年54歳 能代木山方(兼務)

文政9 (1826)年 58歳 この年より天保5年まで久保田と能代を半年交代で勤務。

天保5年 66歳 没。

## 12、天保の伐木・・・越後屋・越前屋兩人植え付け分

①文化11年調べの松などは、天保5年に能代方へ献上する。

②天保6 (1835)年 松木170本 困窮人へ下さる

③天保7年11月小間居助成のため、松880本(301釜+太木12釜)

内 218釜 困窮人家436軒へ

8釜 立林守4軒へ、廻山見継ぎ辛勞

87釜 お払い薪代 273貫文

④伐採跡地へ自分物入を以て植え付け

見積もり 1万5000本 8年植え付け 9600本

9年予定 5400本

## 13、越後屋と越前屋

### ①越後屋

先祖は鶴形村安田茂右衛門より別家して問屋家業を営む。

元亀2 (1571) 鶴形から能代に引越して問屋家業を営む。

慶長年中 上方視察の上、木取方を工夫のところ上方船入津し、賑わう。

慶長年中 藩米の大坂・江戸廻漕を進言し雇い船を仕立てる。

元和5 (1619) 仲立役となり、上方商人と下代の間で立って木材値段を決める。

寛永14 (1637) 御雇船海上御法を定め、仲立役が取り扱う。苗字帯刀御免。

寛永15 (1638) お払い材木の売買を仲立役(2人)に限る。大宿と称す。

寛文6 (1666) 南部藩に働きかけ、南部銅の川下げ、沖出しを実現する。

寛文6 (1666) 材木に限らず、諸商品の取り扱いには仲立ち役に限る。

延宝6 (1678) 阿仁銅の廻漕を始める。

元禄元 (1688) 仲立役を問屋と改称。この頃までに問屋は10人となる。

元禄15 (1702) 御直山銅問屋となる。敦賀・大坂の問屋連中と江戸御用銀・御山御用銀の調達を交渉する。

延享2 (1745) 越後屋手船、函館出港、金華山沖で漂流、沖繩伊良部島に漂着。

文化11 (1814) 南部銅の野辺地廻り、凶作による不景気で家業不振、問屋家業の10年間引き揚げを願い出る。

### ②越前屋

承応 (1652～55)以前、越前丸岡から移住

元禄7 (1694) 久米岡新田村開発着手、14年完成。辛勞免105石余拝領

元禄16 (1703) 久保田にて御直山為替方、銅山御用仰せつけられる。

このころ4代久右衛門兵政、千家に出入りして茶道をたしなみ、京都の高家と交わる。多賀谷左兵衛へ茶の指南をする。

享保元 (1716) 多賀谷氏に四ッ宝銀40貫献上して、高100石を拝領

元文元 (1736) 能代町困窮、救助米を350軒に支給。

寛延元 (1748) 米高値につき能代困窮者へ値段下値で払う。

安永3 (1774) 7代久右衛門政峰、町宿老となり、以後33年間勤める。

安永7 (1778) 久保田木山支配人となり、文化3年まで29年間勤める。

天明元 (1781) 生涯蔵出し米110石を拝領。

寛政2 (1790) 能代御材木方蔵元となり、文化3年まで17年間勤める。

寛政2 永苗字御免

享和元 (1801) 帯刀御免

文化8 (1811) 8代久右衛門政孚、能代木山方御蔵元となり、文政7年まで14年間勤める。

文化11年 庄屋加談役となる。

文政5 (1822) 庄屋本役となる。同7年まで。

文政6年 山本郡方御蔵元となる

天保4 (1833) 庄屋助力となり、7年までつとめる。

天保13年 庄屋となる。嘉永2 (1849)まで。

## 14、植林家の系譜

### ①富裕な町人・・・越後屋・越前屋

問屋稼業・御用町人・町政担当・困窮者救助

### ②能代給人・・・白坂新九郎・鈴木助七郎

### ③村の肝煎たち・・・五右衛門・与五郎・甚十郎・兵右衛門・庄蔵

村を守る＝耕地を守る・耕地を広げる・生活を守る・危急を救う

### ④郡方役人・・・栗田定之丞・永井新左衛門・蟹沢甚之丞・山形永五郎

郡政の一環としての砂防林・・・八森から新屋まで

### ⑤木山方役人・・・賀藤景林・大井準人・橋本甚之丞・賀藤才治・山方伊織

吉田貞蔵・伊藤金吾

林政の一環としての砂防林・植林



南

大内村  
口郷  
能代

西

下浜木  
番人

北

東

山神堂ヨリ  
四百五十四間程

山神堂ヨリ大森迄  
四百六十間程

大森山ヨリ  
四百八十間程

出戸石

沼

後谷地  
七百四十町  
問田入  
七三町  
出戸

此邊砂留合歡木  
當時伐尽

塚森一里塚ナリ久保田道

是より富町  
入口辻南地百八十四間程

出戸石

出戸石

出戸石

形辨  
島町  
浄園寺  
前預地  
浄園寺  
下屋布  
願勝寺  
林式場  
島  
富町

島地

吉住

島

小路

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

布屋町

富町入口ヨリ出戸一里塚西ノ方  
村并久右エ門越後屋太郎右エ門担分

能代市街

出戸町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

吉田町

能代木山方備図面ノ写